

別記第6号様式（第4条第2項関係）

4豊総発第208号
令和4年4月27日

社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会
理事長 寺田 晃弘 様

豊島区長 高野 之夫



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号イに規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

（有効期間）

令和4年4月27日 から 令和9年4月26日まで